

平成29年度 上水道事業 水道水質検査業務委託（2）

実施設計書

番 号 加上第 2 号

場 所 加東市 山国 地内外

内 容 水質検査業務

工 種 委 託

兵庫県 加東市

第 1 号 水質検査

内訳書

(提出書類作成業務含む)

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
水質測定業務	(原水) 基準 39 項目+追加 10 項目	3	試料			
	(原水) 基準 12 項目	9	試料			
	(原水) シロホルム、2-メチルイソボルネオール	18	試料			
	(原水) 農薬 120 項目	4	試料			
	(浄水) 基準 51 項目	4	試料			
	(浄水) 基準 51 項目+目標 17 項目	4	試料			
	(浄水) 基準 51 項目+目標 4 項目	4	試料			
	(浄水) 基準 24 項目	8	試料			

第 1 号 水質検査

内訳書

(提出書類作成業務含む)

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	(浄水) 基準24項目+ジエオミン、2-メチルイソホルネオール	4	試料			
	(浄水) 基準9項目+ジエオミン、2-メチルイソホルネオール	26	試料			
	(浄水) 基準9項目+総トリハロメタン+ジエオミン、2-メチルイソホルネオール	8	試料			
	(浄水) ジエオミン、2-メチルイソホルネオール	7	試料			
	(浄水) ジエオミン、2-メチルイソホルネオール+総トリハロメタン	3	試料			
	(浄水) 総トリハロメタン	3	試料			
	(浄水) 基準9項目	22	試料			
業務価格						

第 1 号 水質検査

内訳書

(提出書類作成業務含む)

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
消費税						8%
委託料						

平成29年度 水道水質検査業務委託（2） 特記仕様書

1. 目的

本業務は、水道法第20条で実施を義務付けられている定期水質検査を目的として行うものである。

2. 委託の範囲

委託の範囲は、検査検体の水質試験結果報告書の提出並びに「加東健康福祉事務所食品薬務衛生課」へのFAX報告を含むものとする。

全ての採水は、採水月の第2火曜日に、加東市が運転業務を委託している業者が行い、水質検査受託業者が、採水容器等を採水日の前の週の金曜日までに広沢浄水場（加東市山国2030-42）に搬入することとする。

水質検査受託業者の採水当日の試料の受け取りは、13時以降に広沢浄水場で行う。

3. 水質測定

1) 水質検査を行う日は、表-1のとおりとする。

2) 水質検査方法

① 水質基準に係る検査方法

「水道水質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号[一部改正については、最新版を適用]）による。

② 水質管理目標設定項目に係る検査方法

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日建水発第1010001号[一部改正については、最新版を適用]）による。

③ クリプトスポリジウム等の検査方法

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号通知の別添。以下、「指針」という。）に基づく検査方法による。

④ COD・BOD等の検査方法

上水試験方法（日本水道協会）等による。

3) 水質検査項目は、表-2のとおりとする。

4. 報告方法

(1) 水質試験結果書を速やかに、市が指定する様式により、メールで報告すること。

(2) 測定値を証明するものを速やかに提出すること。

ただし、基準値超過及び通常検出濃度の低い項目において、検査結果が極端に高い場合、直ちに連絡し監督員の指示に従うこと。

5. 緊急時の対応

基準値超過及び通常検出濃度の低い項目において、検査結果が極端に高い場合、直ちに連絡し監督員の指示に従うこと。

緊急時・異常時の対応（回収、検査、報告）を3日以内に行うこと。

また市民の通報等により、急ぎの検査を行う必要がある場合は、誠意をもって即座に対応すること。

浄水事故及び水質汚水事故等で特に緊急を要する場合、検査の受け入れは24時間体制をとること。

緊急時の結果報告は、試料到着後48時間以内で速報値をFAX等で行うこと。

6. 単価見積書の提出

受託者は、入札価格に対する各検査項目の単価見積もり書を契約締結時に提出すること。

7. その他

疑義が生じた場合は、その都度、別途協議する。

表-2 検査項目表

名称		浄水					原水		目標17項目（浄水）	
		基準51項目	基準49項目	基準32項目	基準24項目	基準9項目	基準39項目	基準12項目		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	1	アンチモン及びその化合物
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	2	ウラン及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/	3	ニッケル及びその化合物
4	水銀及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/	5	1,2-ジクロロエタン
5	セレン及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/	8	トルエン
6	鉛及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/	9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)
7	ヒ素及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/	10	亜塩素酸
8	六価クロム化合物	○	○	/	/	/	○	/	13	ジクロロアセトニトリル
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	/	○	/	14	抱水クロラール
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	/	○	/	19	遊離炭酸
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	/	/	○	/	20	1,1,1-トリクロロエタン
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	/	/	○	/	21	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/	22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)
14	四塩化炭素	○	○	/	/	/	○	/	23	臭気強度 (TON)
15	1, 4-ジオキサン	○	○	/	/	/	○	/	27	腐食性 (ランゲリア指数)
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	/	/	/	○	/	28	従属栄養細菌
17	ジクロロメタン	○	○	/	/	/	○	/	29	1, 1-ジクロロエチレン
18	テトラクロロエチレン	○	○	/	/	/	○	/		
19	トリクロロエチレン	○	○	/	/	/	○	/		
20	ベンゼン	○	○	/	/	/	○	/		
21	塩素酸	○	○	○	○	/	/	/		
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	/	/	/		
23	クロロホルム	○	○	○	○	/	/	/		
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	/	/	/		
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	/	/	/		
26	臭素酸	○	○	○	○	/	/	/		
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	/	/	/		
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	/	/	/		
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	/	/	/		
30	ブロモホルム	○	○	○	○	/	/	/		
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	/	/	/		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/		
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	/	○	/		
34	鉄及びその化合物	○	○	○	/	/	○	○		
35	銅及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	/	/	/	○	/		
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	/	/	○	○		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	/	○	○		
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	○	○	○	/	/	○	/		
40	蒸発残留物	○	○	○	/	/	○	/		
41	陰イオン界面活性剤	○	○	/	/	/	○	/		
42	ジェオスミン	○	/	○	/	/	○	○		
43	2-メチルイソボルネオール	○	/	○	/	/	○	○		
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	/	○	/		
45	フェノール類	○	○	/	/	/	○	/		
46	有機物 (TOC)	○	○	○	○	○	○	○		
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	○	○	○	○	○	/	/		
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○		

目標4項目（浄水）	
10	亜塩素酸
13	ジクロロアセトニトリル
14	抱水クロラール
28	従属栄養細菌

追加10項目（原水）	
※	アンモニア性窒素
※	生物学的酸素要求量 (BOD)
※	化学的酸素要求量 (COD-Mn)
※	浮遊物質 (SS)
※	全窒素 (T-N)
※	全りん (T-P)
※	クリプトスポリジウム
※	ジアルジア
※	大腸菌 (定量法)
※	嫌気性芽胞菌

表一 3 定期水質検査回数一覧表

原水	年間回数	カ所数	年間延べ回数	実施月	採水箇所
基準 3 9 項目 + 追加 10 項目	1	3	3	8 月	広沢浄水場 滝野浄水場 秋津浄水場
基準 1 2 項目	9	1	9	毎月 (8 月除く)	広沢浄水場
ジエオスシ、2-メチルイソボルネオール	9	2	18	毎月 (8 月除く)	滝野浄水場 秋津浄水場
農薬 1 2 0 項目	1	2	2	6 月	広沢浄水場 滝野浄水場 秋津浄水場
	2	1	2	6 月 9 月	
	計		4		

浄水	年間回数	カ所数	年間延べ回数	実施月	採水箇所
基準 5 1 項目	2	2	4	11 月 2 月	畑、新定
基準 5 1 項目 + 目標 1 7 項目	1	4	4	8 月	中古瀬、下滝野、厚利、畑
基準 5 1 項目 + 目標 4 項目	1	4	4	8 月	平木、光明寺、永福、新定
基準 2 4 項目	1	2	2	2 月	下滝野、厚利 平木、光明寺 永福
	2	3	6	11 月 2 月	
	計		8		
基準 2 4 項目 + ジエオスシ、2-メチルイソボルネオール	2	1	2	11 月 2 月	中古瀬 下滝野、厚利
	1	2	2	11 月	
	計		4		
基準 9 項目 + ジエオスシ、2-メチルイソボルネオール	7	1	7	6 月 7 月 9 月 10 月 12 月 1 月 3 月	中古瀬 下滝野、畑、厚利 光明寺 新定 永福 平木
	3	3	9	6 月 10 月 12 月	
	3	3	9	6 月 7 月 9 月	
	1	1	1	6 月	
	計		26		
基準 9 項目 + 総トリハロメタン + ジエオスシ、2-メチルイソボルネオール	2	4	8	7 月 9 月	平木、下滝野、畑、厚利
ジエオスシ、2-メチルイソボルネオール	7	1	7	6 月 10 月 ~ 3 月	秋津浄水場
ジエオスシ、2-メチルイソボルネオール + 総トリハロメタン	3	1	3	7 月 8 月 9 月	秋津浄水場
総トリハロメタン	3	1	3	7 月 8 月 9 月	黒谷加圧ポンプ所
基準 9 項目	2	3	6	1 月 3 月	下滝野、畑、厚利 平木 光明寺 新定 永福
	4	4	16	10 月 12 月 1 月 3 月	
	計		22		